

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人北斗（以下「当法人」という）は、利用者に対する身体的拘束等その他、利用者の行動を制限する行為の適正化を図り、利用者の自由と尊厳を守るため、本指針を定める。

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

当法人においては、利用者様の尊厳と主体性を重視し拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしないケアの実施に努める。

## 2. 身体拘束防止に向けた体制

### ①設置目的

身体拘束等の防止及び適正化に向けて身体的拘束等の適正化の為の対策検討委員会を設置する。

### ②身体的拘束等の適正化の為の対策委員会の構成員

管理者を委員長とし、多職種から選考し委員として選任する。

### ③身体的拘束等の適正化の為の対策委員会の開催

3か月に1回以上開催する。その他、必要に応じて開催する。

### ④身体的拘束等の適正化の為の対策委員会の主な役割

虐待または身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じ、発生した「身体的拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。早期解除に向けて代替案等、多面的な検討を行う。

身体的拘束等の適正化についての施設内研修を実施し、啓発する。

日常的ケアを見直し、利用者に対して尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

### ⑤職員研修の実施

定期的な研修を年2回以上実施する。また新規採用者には、採用時に研修を行う。

## 3. 留意事項

肢体不自由や体幹機能障害のある利用者に対して残存機能を活かせるよう、安定した着衣姿勢を保持する為の工夫、検討の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことが虐待に該当するため、留意が必要である。

## 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を選択する前に

①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認し利用者本人や身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組みを詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

## 附則

本指針は、平成30年4月1日から適用する。